三　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所若しくは同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設又は同法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設	三　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設
四・五　（略）	四・五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○財務省
経済産業省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年四月十三日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：福島支店会津若松出張所	営業所又は事務所の名称：福島支店郡山出張所
郵便番号：965―0816	郵便番号：963―8004
所在地：福島県会津若松市南千石町６丁目５番地	所在地：福島県郡山市中町５丁目１番地
電話番号：0242―26―2617	電話番号：024―934―5650

(2)　変更年月日

令和８年４月13日

(3)　変更の理由

出張所新設並びに閉鎖のため

○農林水産省告示第五百五十八号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）（ＪＡＳ　〇七〇一）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百五十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和六十三年農林水産省告示第千五百九十八号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百六十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、単板積層材についての検査方法（昭和六十三年農林水産省告示第千五百九十七号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百六十一号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、単板積層材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第八百十五号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百六十二号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号）（ＪＡＳ　〇二三三）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百六十三号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、合板の格付の表示の様式及び表示の方法（平成十五年農林水産省告示第五百四十一号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百六十四号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、合板についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十五年農林水産省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百六十五号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、フローリングの日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第千七十三号）（ＪＡＳ　一〇七三）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）